

一般社団法人日本ばね工業会定款

昭和 46 年 12 月 25 日制定

昭和 47 年 10 月 4 日変更

昭和 48 年 9 月 21 日変更

昭和 55 年 7 月 14 日変更

昭和 59 年 7 月 4 日変更

平成 10 年 11 月 16 日変更

平成 11 年 11 月 8 日変更

平成 24 年 4 月 1 日変更

平成 28 年 5 月 30 日変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本ばね工業会（英文名 Japan Spring Manufacturers Association 略称「JSMA」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、ばね工業の健全な発達を図るとともに、機械工業の発展に寄与し、もって我が国産業経済の繁栄と国民生活の向上に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ばねの生産・輸出及び消費に関する調査並びに各種統計等関連資料の作成及び刊行
- (2) ばねに関する技術の研究・開発及び指導と教育
- (3) ばねに関する規格・基準の制定及び普及事業
- (4) ばねに関する国際交流及び内外関係機関との交流事業
- (5) 金属ばね製造技能士育成及び同資格認定試験業務の受託と実施
- (6) ばね工業に係わる環境の保全に関する研究及び協力
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会するばね事業を営む法人、及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を履行せず、督促後も1年以上納入しないとき

- (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び会員に所属しない監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 長期借入金
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 総会を招集するには、開会の1週間前までに通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを理事会で定めた場合には、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期借入金
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 19 条 総会に出席しない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 総会に出席しない正会員が、書面又は電磁的方法により議決権を行使できるものとすることができる。

3 前 2 項の議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 3名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 会長を、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 専務理事を常勤の理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 任期中に交代又は増員により理事及び監事を選任する場合も、前項と同様とする。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族等である理事合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 すべての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を尊重し、本会のために忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任した理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残存期間とする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員に属さない監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第30条 本会は、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

(顧問及び参与)

第31条 本会に、顧問5人以内及び参与10人以内を置くことができる。

2 顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(開催)

第36条 理事会は、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2 前項の承認を得た書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿は主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 43 条 本会において資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入予算額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年以内のものを除き、総会の決議を経

るものとする。

(剰余金の処分制限)

第44条 本会の収支決算に差益が生じたときは、繰越した差損があるときは、その補填にあて、なお差益があるときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 委員会等

(委員会等)

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

2 委員会等は、次に掲げる事項を行う。

(1) その目的とする事業の年間計画案を策定し理事会に提出すること。

(2) 年間計画案に基づき実施した活動について理事会に報告すること。

3 委員会等の委員の選任及び解任は理事会において行う。

4 委員会等には、委員長を置き、委員長は委員会を統括する。

5 委員会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第46条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第47条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報の適切な管理のための措置に関する規則による。

第10章 支部

(支部)

第48条 本会の事業を行うために支部を置くことができる。

2 支部は、次に掲げる事項を行う。

(1) その目的とする事業の年間計画案を策定し理事会に提出すること。

(2) 年間計画案に基づき実施した活動について理事会に報告すること。

3 支部には、支部長1人を置き、副会長を持ってこれに当てる。

- 4 支部の組織及び運営に関することは、理事会の決議により別に定める。
- 5 支部には所要の事務局長、職員を置くことができる。
- 6 前項の事務局長、職員は会長が任免する。

第11章 事務局

(事務局)

- 第49条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、総務部長及び所要の職員を置く。
 - 3 総務部長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局および職員に関する事項は、理事会において別に定める。

第12章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

- 第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

- 第53条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 補 則

(規程等の制定)

- 第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規程等は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は天木 武彦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。